

秋田労働局一般公示第4号

登録ボイラー実技講習機関の登録事項変更に関する公示について

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の37の規定による第19条の24の34第2項第2号の事項に係る登録ボイラー実技講習機関登録事項変更の届出（代表者の変更）があったので、同省令第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | | |
|---|-----------------|-----------------------------|
| 1 | 登録ボイラー実技講習機関の名称 | 秋田刑務所 |
| 2 | 登録ボイラー実技講習機関の住所 | 秋田県秋田市川尻新川町1-1 |
| 3 | 変 更 事 項 | |
| | 代表者 | 変更前 所長 加藤 圭
変更後 所長 中川 由美 |
| 4 | 変 更 年 月 日 | 令和8年4月1日 |

令和8年4月15日

秋田労働局長

